

(第一類 第六号)

第七回国会 大蔵委員会 議録 第五十三号

(六九八)

昭和二十五年四月十八日(火曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 川野 芳南君

理事 岡野 清太郎君 理事 小峯 柳多君

理事 小山 長規君 理事 島村 一郎君

理事 川島 金次君 理事 内藤 友明君

大内 一郎君 甲木 保君

鹿野 彦吉君 佐久間 徹君

高岡 松吉君 田中 啓一君

苦米地英俊君 三宅 則義君

田中鐵之進君 宮腰 喜助君

竹村宗良一君 田島 ひで君

出席政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君

大蔵事務官 (理財局長) 大島 寛一君

委員外の出席者

大蔵事務官 谷川 寛三君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

四月十五日

委員松本善壽君及び柳澤義男君辭任につき、その補欠として苦米地英俊君及び中野武雄君が議長の指名で委員に選任された。

四月十五日

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二号)

同月十七日

理容業等に対する所得税課税標準の適正統一化に関する請願(高岡松吉君紹介)(第二四七九号)

提灯類に対する物品税撤廃の請願(橋本金二君紹介)(第二四八三三三)

第一類第六号 大蔵委員会議録第五十三号 昭和二十五年四月十八日

同(加藤鐵造君紹介)(第二四八四号)

同(松本七郎君紹介)(第二四八五号)

同(野村專太郎君紹介)(第二四八六号)

昭和二十五年年度予算、税制改革並びに税務行政に関する請願(松澤兼人君外二名紹介)(第二四九八号)

農業協同組合の醸造事業認可に関する請願(田中啓一君外三名紹介)(第二五〇二号)

農業報奨物資の課税免除等に関する請願(田中啓一君外三名紹介)(第二五〇四号)

農業協同組合事業資金の特別融資に関する請願(田中啓一君外三名紹介)(第二五〇七号)

恩給等受給療養者に未復員者給與法適用の請願外一件(青柳一郎君紹介)(第二五五二一五号)

同(小峰柳多君紹介)(第二五五二二五号)

同(前田正男君外三名紹介)(第二五五三三三)

同(大西正男君紹介)(第二六一一五五号)

同(小林運美君紹介)(第二六一一六六号)

家具に対する物品税撤廃の請願(西村直巳君外一名紹介)(第二五六六六号)

巧工面に対する物品税免除の請願(富永格五郎君紹介)(第二五六七五号)

革手袋に対する物品税免除の請願(天野公義君紹介)(第二五六八八号)

窓掛類及び敷物類に対する物品税軽減に関する請願(清水逸平君紹介)(第二五六九九号)

揮発油税軽減に関する請願(佐々木秀世君紹介)(第二五七〇七号)

養鶏業等に対する課税軽減の請願

(田中幾平君紹介)(第二五九六六号)

中小企業に対する税制改革に関する請願(多田勇君紹介)(第二六〇八八号)

青色申告制度の普及徹底並びに中小企業の経理改善に関する請願(多田勇君紹介)(第二六〇九九号)

恩給等受給療養者に未復員者給與法適用等に関する請願(北村徳太郎君紹介)(第二六一七号)

同(山口好一君紹介)(第二六一八八号)

未復員者給與法の一部改正に関する請願(山口好一君紹介)(第二六一九九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

米田対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律案(内閣提出第六五五号)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二号)

〇川野委員長 これより会議を開きます。

去る十五日日本委員会に付託されました租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題として、まず政府の説明を求めます。水田政務次官。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律

第一條 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「法人税、有価証券移転税、」を削り、「財産税、」を「富給税、」に、「物品税」を「印紙税」に改める。

第三條から第五條の三までを次のように改める。

第三條 所得税法の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人又は法人税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人が対外支拂手段(外国為替及び外国貿易管理法第六條に規定する対外支拂手段をいう。以下同じ。)の提供に因り合法的に取得した国債、地方債又は同法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行する社債、株式若しくは出資について所得税法の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人又は法人税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人が支拂を受ける利子所得又は配当所得のうち利息の配当に對する同法第十七條又は第十八條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者が、当該国債、地方債、社債、株式又は出資が対外支拂手段の提供に因り合法的に取得されたものである旨を示して、その利子又は利息の配当の支拂をなす者の備え付ける帳簿にその氏名、国籍及び住所又は名称及び主たる事務所

の所在地並びに命令で定める事項の記載を受けた場合において、その記載を受けた期間に限り、これを適用する。

第四條 所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十五年から昭和三十年までの各年における給与所得又は退職所得については、同法の施行地における支拂に因る収入金額を同法第九條第一項第五号又は第六号に規定する収入金額として、同法の規定を適用する。

前項に規定する各年において同項に規定する者が所得税法の施行地外から送金を受領した場合においては、その受領した金額のうち同法第九條第一項第五号に規定する収入金額から同法の施行地における支拂に因る給与所得の収入金額を控除した金額に達するまでの金額に相當する金額は、前項の規定の適用については、同法の施行地における支拂に因る収入金額みなす。

第一項に規定する者の所得税法の施行地における生活に通常必要な金額が同法の施行地における支拂に因る給与所得の収入金額(その者が同法第九條第一項第一号から第四号までの所得を有するときは、これらの各号に規定する所得の金額との合計額)をこえる場合においては、第一項の規定にかかわらず、そのこえる金額に相當する同法の施行地外における支拂に因る給与所得

得の收入金額（前項の規定により同法の施行地における支拂に因る收入金額とみなされた金額があるときは、当該金額に相当する金額を控除した金額）については、これを第一項に規定する同法の施行地における支拂に因る給與所得の收入金額に加算して同項の規定を適用する。

第五條 日本經濟の健全な發展のため外國資本又は外國技術の導入を必要とする事業は當該外國資本から給與所得又は退職所得の支拂を受ける所得稅法第一條第一項に規定する當で同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年において當該法人から支拂を受ける給與所得又は退職所得については、當該給與所得又は退職所得の收入金額（その年の總所得金額から所得稅法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、當該所得の收入金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額。以下同じ。）からその十分の五に相當する金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）を控除した金額を同法第九條第一項第五号又は第六号に規定する收入金額として、同法の規定を適用する。日本經濟の健全な發展のため外國資本又は外國技術の導入を必要とする事業を営む法人で外資法人以外のものの當該事業に係る科學技術の指導改善のために招へいされたる所得稅法第一條第一項に規定する當で同法の施行地に住所を

有しないもののうち大蔵大臣の
指定する者、昭和二十七年から昭
和三十年までの各年において当
該法人から支拂を受ける給與所
得又は退職所得についても、ま
た同様とする。

前項前段に規定する營が同項前段の規定の適用を受けようとするときは、命令で定める手續により、その氏名、国籍その他命令で定める事項を記載した申告書を、当該給與所得又は退職所得の支拂書を経由して、政府に提出しなければならぬ。

第一項に規定する事業の種類は、大蔵大臣が外資委員会に協議した上、これを定めて公表する。

第一項において「外資法人」とは、左の各号に掲げる法人をいう。

一 所得税法の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人又は法人税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人の同法の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人に対する対外支拂手取の提供、第一項に規定する事業の用に供する貨物の輸入又は当該事業の用に供する工業所有権その他技術に関する権利で同法の施行地外において取得したもの、の提供（これらの権利に関する使用権の設定を含む。）に因る投資について命令の定めるところにより計算した金額が毎年一月一日において一億円以上である場合における当該法人

二 法人税法の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人の同法の施行地にある資産で対外

支拂手段の提供者しくは第一項に規定する事業の用に供する貨物の輸入に因り取得したものと又、は当該法人の同法の施行地外において取得した工業所有権その他の技術に関する権利（これらのうち権利に関する使用権を含む。）で同法の施行地において同項に規定する事業の用に供するものの一価額が毎年一月一日において一億円以上である場合における当該法人

第五條の二 その事業活動に因り前條第一項に規定する事業を営む外資法人の事業活動が容易となり、且つ、外国資本の適正な導入が促進されることとなる事業を営む法人から給與所得又は退職所得の支拂を受ける所得税法第一條第一項に規定する若て同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年において当該法人から支拂を受ける給與所得又は退職所得については、当該給與所得又は退職所得の收入金額からその十分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）を控除した金額を同法第九條第一項第五号又は第六号に規定する收入金額として、同法の規定を適用する。

前條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者について、これを準用する。

その活動に因り前條第一項に規定する事業を営む外資法人の事業活動が容易となり、且つ、外資本の適正な導入が促進され

ることとなる自由職業を営む所得税法第一條第一項に規定する若て同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年における事業所得については、当該事業所得の金額から当該職業から生ずる所得の金額（その年分の總所得金額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該所得の金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額）の十分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）を控除した金額を同法第九條第一項第四号に規定する事業所得の金額として、同法の規定を適用する。

前條第三項の規定は、第一項に規定する法人の事業及び前項に規定する自由職業の種類について、これを準用する。

第五條の三 學校教育法第一條に規定する大學又は高等學校（同法第九十八條の範圍の規定による大學、大學予科及び專門學校を含む。）の教員として給與所得又は退職所得の支拂を受ける者のうち所得稅法第一條第二項に規定する營で同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年において支拂を受ける當該給與所得又は退職所得については、當該給與所得又は退職所得の收入金額からその十分の五に相當する金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）を控除した金額を同法第九條第一項第五号又は第六号に

規定する收入金額として、同法の規定を適用する。牧師その他宗教の布教に従事する者としてその所属する宗教上の組織から給與所得又は退職所得の支拂を受ける者のうち所得税法第一條第一項に規定する營で同法の施行地に住所を有しないもの昭和二十七年から昭和三十年までの各年における当該給與所得又は退職所得についても、また同様のとする。

第五條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者について、これを準用する。

第五條の四、所得税法第一條第一項に規定する若て同法の施行地に住所を有しないもののうち左の各号の一に該当する者の昭和二十五年分及び昭和二十六年分の所得に対する同法の規定の適用については、昭和二十五年分については同年中の命令で定める期間内に生じた所得の金額（その年の総所得金額から同法第九條第二項、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該期間内に生じた所得の金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額）の十分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円に当該期間の月数を乗じて十二分して計算した金額をこえるときは、当該金額を、昭和二十六年分については、同年分の総所得金額（当該総所得金額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該総

所得金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額。以下同じ。の十分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）を、それぞれ当該年分の総所得金額から控除した金額を同法第十三條に規定する課税所得金額として、同法の規定を適用する。

一 本條の規定施行前に所得税法の施行地において本邦通貨以外の通貨をもつて合法的に得た所得を有していた者

二 本條の規定施行後に合法的に所得税法の施行地に居住することとなつた者

前項に規定する者については、その者が昭和二十五年の同項に規定する期間中及び昭和二十六年中に支拂を受ける給與所得又は退職所得の収入金額からその十分の五に相当する金額を控除した金額（退職所得については、当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額）を所得税法第三十八條第一項に規定する給與の金額又は退職所得の金額として、同項の規定を適用する。

第五條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者について、これを準用する。

第六條を削る。

第七條第一項中「昭和二十年八月十五日以後に相続の開始があつた場合において、相続財産（昭和二十二年五月三日以後に開始する相続については、相続開始前二年以内に被相続人が贈與した財産を含む。以下本條中同じ。）を

「相続税の課税価格の計算の基礎となる財産」に、「当該在外財産等の価格」を「当該在外財産等の価格」に改め、「当該相続について課税価格の計算上、」を削り、「相続財産の価格」を「相続税の課税価格」に改め、同條第二項中「更正」を「更正又は決定」に改め、同條に次の一項を加え、同條を第六條とする。

在外財産等の価格を算定することができるときとなつた際において当該在外財産等の価格について相続税法第三十一條の規定による修正申告書の提出があつた場合又は前項の規定による更正若しくは決定をなした場合における同法第五十一條から第五十四條までの規定の適用については、当該在外財産等の価格が算定できるときとなつた日から四箇月を経過した日を当該各條に規定する申告書の提出期限とみなす。

第八條を第七條とし、同條の次に次の一條を加える。

第八條 富裕税法第一條第一号に規定する課税時期において有する在外財産等の価格（課税時期において第六條第一項に規定する命令で定める債務があるときはその債務の金額を控除した金額）は、当該課税時期を含む年分の富裕税の課税価格に算入しない。

前項の規定の適用を受けようとする者は、富裕税法第十八條又は第十九條の規定による申告書に在外財産等の価格その他命令で定める事項を記載しなければならない。

第十二條を次のように改める。
第十二條 納税準備預金通帳には、印紙税を課さない。

第二條 揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項を次のように改める。

2 前項但書の規定により担保を提供した者が、期限までに税金を納付しなかつたときは、担保物たる金銭をもつて直ちに税金に充て、若しくは金銭以外の担保物を公売して税金及び公売の費用に充て、又は保証人をして税金を納付せしめる。

第五條の次に次の一條を加える。

第五條の二 前條第二項の場合において、担保物の価格が徴収すべき税金及び公売の費用に充てなお不足額があるときは、納税義務者の他の財産について滞納処分を行う。

2 前條第二項の場合において、保証人が税金を完納しないときは、まず納税義務者の財産について滞納処分を行い、その財産の価格が徴収すべき税金、督促手数料及び滞納処分費に充てなお不足額があるときは、保証人の財産について滞納処分を行う。

3 前項の保証人は、国税徴収法（明治三十三年法律第二十一号）第三十二條の規定の適用については、これを納税者とみなす。
第七條第一項中「前二條」を「第五條第一項本文及び前條」に改める。

第十條第二項中「第五條第二項」の下に「及び第五條の二」を加える。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、租税特別措置法の改正規定中第五條の四に関する部分は、昭和二十五年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

2 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）による改正前の相続税法（昭和二十二年法律第八十七号）第五十二條の規定による物納に因り生じた昭和二十四年分以前の譲渡所得又は山林所得については、なお従前の租税特別措置法第三條の例による。

3 法人の昭和二十五年三月三十一日以前に終了した事業年度（法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十二号）による改正前の法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二十一條第一項の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。）の所得の計算については、なお従前の租税特別措置法第四條から第五條の二までの例による。

4 改正後の租税特別措置法第六條の規定は、昭和二十五年一月一日以後に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税から適用する。

5 昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に係る相続税については、なお従前の租税特別措置法第六條及び第七條の例による。

6 この法律施行前に従前の租税特別措置法第十二條第一項の規定の適用を受けて製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品税法（昭和十五年法律第四十号）第一條に掲げる物品については、従前の租税特別措置法第十二條第二項の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

7 改正後の租税特別措置法第十二條の規定は、昭和二十五年四月一日から適用する。

○水田政府委員 ただいま議題となりました租税特別措置法等の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

わが国の経済を急速に復興し、その健全な発展をはかるためには、外資と外国技術の適正な導入をはかることが緊急不可欠であることは、言うまでもないところであります。先般御審議を願いました租制改正の諸法律案におきましても、かかる配慮を織り込んでいるのでありますが、なお一層この目的に沿うよう、所得税課税上の特別措置を講ずることが必要であると考えるのであります。ただかかる課税上の特別措置は臨時的のものである点を考慮しまして、これを租税特別措置法に規定するのが適当であると認め、ここに本改正法律案を提案することといたした次第であります。なおこのほか所得税法及び法人税法の改正、富裕税の新設等に伴ひまして、所得税、法人税、

富裕税等の課税標準の特例の改正、または新設を行うこととしたしているであります。

次に本法律案の内容について申し上げます。最初に外資導入等の場合における所得税の特例について、御説明いたします。

この特例は、日本経済の復興を達成するために必要な長期的な外国投資と、日本経済の復興と健全な発展のために、外資または外国技術の導入を必要とする事業の活動に必要な、特定の個人を優遇するという考案方に立つてゐるのであります。その内容は、大略次のごとくであります。

すなわち第一に、外国在住の個人等が適法に外貨で獲得したわが国の公社債の利子所得に対する源泉所得の税率を、当分のうち通常の場合の百分の二十の半分、すなわち百分の十とするにとつてゐるのであります。

第二に、外資または外国技術の導入を必要とする重要産業を営む法人で、外資による投資額が一億円以上のものに勤務する者が、わが国に一年以上居所を有してはいるが、住所を有してゐないものの昭和三十年分までの給与所得または退職所得につきましては、三百五十万円を最高限度として、その収入金額の五割を控除して計算することとしてゐるのであります。外資または外国技術の導入を必要とする重要産業の種類は、日本経済の健全な発展をはかるために不可欠な発電業、鉄鋼業等の重要産業に限定し、今後の外資の導入状況等を参考としつつ、大蔵大臣が外資委員会に協議して定めることとしてゐるのであります。またわが国の技術水準の状況等にかんがみまして、右

の場合のほか、重要産業を営む法人の技術者で、わが国に一年以上居所を有してはいるが、住所を有してゐないもののうち大蔵大臣の指定するものは、この課税上の優遇措置を受けられることとしてゐるのであります。

第三に、外資の導入を容易ならしめるために、その事業活動の結果、右に述べた重要産業を営む法人の事業活動を容易にし、外資の適正な導入が促進されることとなる事業を営む法人に勤務するもので、わが国に一年以上居所を有してはいるが、住所を有してゐないものの昭和三十年分までの給与所得または退職所得につきましては、同じく三百五十万円を最高限度として、その収入金額から五割を控除して、所得税を課税することとしてゐるのであります。

また外資の導入を容易ならしめるために、その事業活動の結果、右に述べた重要産業を営む外資法人の事業活動を容易にし、外資の適正な導入が促進されることとなる自由職業を営むもので、わが国に一年以上居所を有してゐるが、住所を有してゐない者の昭和三十年分までの事業所得につきましては、同様の措置を講じてゐるのであります。

右の法人の事業及び自由職業の種類は、大蔵大臣が外資委員会に協議して定めることとしてゐるのであります。が、現在のところ銀行業、弁護士業、公認会計士業等を予定してゐるのであります。

なお、わが国の文化を振興することゝも急務と考えられますので、外国知識等の普及をはかるため、この特例とあわせて新制高等学校以上の教員及び教

師その他宗教の布教に従事する者で、わが国に一年以上居所を有してはいるが、住所を有してゐない者の昭和三十年分までの給与所得または退職所得につきましては、三百五十万円を最高限度として、その収入金額の五割を控除して所得税を課税することとしてゐるのであります。

なお、現在外国人の非円通貨からなる所得については、所得税を課税してゐないものであります。この取扱いは近く廃止される予定であります。この場合における急激な負担の増加を避け、経過的な措置といたしまして、次の措置を講ずることとしてゐるのであります。すなわち、わが国に一年以上居所を有してはいるが、住所を有してゐない者で、この措置実施前において、合法的にわが国で非円通貨所得を有してゐた者、及びこの措置実施後に合法的に入国した者に限り、その者の昭和二十五年分及び昭和二十六年分の所得につきましては、三百五十万円を最高限度として、その総所得金額の五割を控除して計算することとしてゐるのであります。

最後に、わが国に一年以上居所を有してはいるが、住所を有してゐない者の給与所得または退職所得につきましては、昭和二十五年分及び五年間だけ、外国において支拂いを受ける金額は、原則として合算しないこととしてゐるのであります。ただ弊害が生じないようにするために、本国からの送金額は、外国で支拂いを受けた給与金額に達するまでは、これをわが国で支拂われた給与金額に合算し、なお、わが国で支拂われた給与金額が、わが国におけるその者の通常の生活費に満たな

い場合には、外国で支拂いを受けた給与金額のうち、その満たない部分に相当する金額、これを合算することとしてゐるのであります。

次に、今回の所得税法及び法人税法の改正並びに富裕税法の創設に關連いたしまして、租税特別措置法について若干の改正を行うこととしたのであります。すなわち今回の超過所得に対する法人税が廃止されたこと、所得税の課税所得の課税方法が合理化されたこと等により、従来の規定中不用となつた規定を廃止いたしました。また目下の状況においては、在外財産等の処理が未定でありますので、従来から在外財産等を所有してゐる者に対しましては、その価額が算定できることとなるまで、相続税の課税価額に算入しないこととしてゐるのであります。また、改正後の相続税及び新設に設ける富裕税の課税にあつたつて、同様にその課税価額に算入しないこととしたのであります。なお今回納税準備金通帳には、印紙税を課さないこととした。

次に、揮発油税の延納の場合の担保の物件の範囲を拡張し、税務署長において確実と認められる保証人の保証を包含せしめることとしたのであります。

以上本改正法律案の概要を御説明いたしました。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを、切望してやまない次第であります。

○川野委員長 これより本案を議題として質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許します。三宅則義君。○三宅(則)委員 私はただいま議題となりました租税特別措置法等の一部を

改正する法律案につきまして、質疑を行いたいと思つております。

ただいま水田政務次官から提案理由の御説明があつたのであります。外国人に對しましてこの法律を施行するといふことであります。政府はどのくらい予算的措置を持つておられますか。ただ漠然と按分するわけではあります。今、昭和二十五年年度の予算に組んだものをどういふふうにして按分するの。その線があると思ひますが、それを伺ひたい。

○谷川説明員 ただいまの御質問の点でございますが、まだ十分正確な数字的な検討ができておりません。

○三宅(則)委員 非常にお忙しい中でありましようから、本日は資料の提出が困難であるかと存じますが、私は由來法律をつくるときにおきましては、ただ條文をつくるというのみではなくして、その精神を織り込んで、こういう場合にはどのくらいであるといふことは、いやくも政治家であります。以上、その予算的措置をこれと関連させて、並行してかかることが必要であらうと思ひます。から、どうか今日お帰りになりまして、明朝でも至急案の内容をお示し願ひたい。と同時にまたお忙しいのであります。ようが、新旧対照表というものは、われわれが見るのは非常に便利であります。それから、これもともかくに明日お持合せをお願いしたいと思います。政府の御答弁を承りたいと思ひます。

○谷川説明員 数字の方でさしたあたり、予算に關係があると思ひます。三條と四條と五條の四關係の特別措置であります。正確な数字は不明であります。予算上大した影響

を及ぼすものとは思われません。なお本法律案の要綱と新旧対照表は、印刷の関係がありますので、明日はちよつとむずかしいかもしれませんが、全力をあげまして提出の準備をいたしますから、さう御了承を願います。

○三宅(副)委員 今の政府の御答弁を承りまして、ぜひ明日もしくは明後日までにお出し願いたいと存じます。また平田主税局長もそのときはぜひ御出席を願ひまして、とくと議員の納得の行くように質問応答していただきたくと考へます。それで私の観点からいいますと、外国人に限り資本もしくは技術を注入する邊に限るといふように解釈するのでありますが、それはどういふような人たちでありますか。たとえば連合国も相当あるわけでありますが、今の政府の考へはどの辺を言つておられるか。それを承りたい。

○谷川説明員 それでは簡単に御説明申し上げます。まず重要産業を営み、外資が一億円以上入つてゐる外資法人に勤務する者、重要産業を営む法人に招聘された技術者で大蔵大臣の指定する者、外資導入を促進し、外資法人の活動に寄與する者、それから新制高等学校以上の教員や教師等で、わが國に一年以上居所を有してはいるが、住所を有していない者がこの優遇措置を受けられることになってゐます。これらの條件にかなう者であれば何國人でもよく、またどのような地位の方でもいいわけでありませう。

○三宅(副)委員 あまりしつこく聞くようではありますが、もう少しわかるようにお教え願ひたいのです。私の想像であります、將來相当向うからの資本が来るわけでありませう。また日本の

事業会社等にも出張して来たり、そうして資本も来ると思ひます。そうすればアメリカとかその他の國からも来ると思ひますが、現在考へておられるところでは、ただ法律によさから来るだろうというだけではないに、どういふようなものが何人来るだろうという想定があるはずだと私は思ひますが、どうでしょうか。

○水田政府委員 それはこの提案理由で述べましたように、外資の導入といふことが日本の経済の事情から見るとどうしても緊急な要請になつておりまして、そのためには導入の受入れ態勢を日本で作らなければならぬ。つくる態勢の一つとして、實際は昭和二十七年から三十年までの間といふものを今こゝで御審議願つて、法律にしなれてもいいとお考へになるかも知れませんが、こういう法律を日本で作つて置いたといふことによつて、初めて日本への外資導入とか技術導入とかが向うにおいて考へられるので、そのためにもこゝで案をつくらなければならぬ。従つてどういふ外資が導入されるか、それからどういふ人たちが来られるかといふことは、これから問題でありますので、その点は御質問のうちに具体的なき想はまだついておりません。それからもう一つは、先ほどの御質問のどういふ人といふことでした。最初が技術者とかあるいは特に高級な外国人に限りたといふ意向ももちろんございしましたが、そうでなく、今事務官から説明がありましたようにこれに適用される外国人全部——事務員であらうと何であらうと、全部に適用するつもりでございませう。

○三宅(副)委員 實は政務次官の御説

明で大部分わかつて参りましたが、私はこの法律と多少関係があるかないか知りませんが、こういうことを覚えておる。外国人が日本に参りまして資本を投入し、技術を保持して参りまして、わが國の産業開発に努力することはまことにけつこくであります。ややもするとこれに関連をいたしまして、たとえば製糖機關も一つの有益事業といへばいえるのでありますが、もしそうなりませうと飲食業とかそれに附随するやうな事業まで発展さそうとする御意思があるかどうか。たとへて言ひますれば、その方面に中国人や朝鮮人が相当入つておるといふことも聞いておりませうが、そういうことを除外して、真に経済再建のために必要である技術もしくは資本のみに限る、こういう意思をもつてつくつておられますか。その点をはつきりお教え願ひたい。

○谷川説明員 それではその産業をどういふ点に限定するかといふ点につきまして、ただいま私どもが考へております点を御説明申し上げたいと思ひます。三宅委員がお話になりましたやうな事業にまで拡張することはいたしません。これは大體先ほどの提案理由にもございしましたが、日本経済の健全な発展をはかるために、緊急不可欠な重要産業に限定したしております。原則といたしましては、今後の外資の導入状況などを参考といたしまして、大蔵大臣が外資委員会に協議して定めることにいたしております。現在のところでは大體以下に申し上げますやうな事業を考へております。今の法人税法におきまして、免除の特典を與えられておる重要産業に限つております。歳

それから硫酸アンモニア、肥料用尿素、肥料用硝酸、塩化アンモニア、石灰窒素、過磷酸石灰、溶性磷酸、苛性肥料の製造業、第三に醋酸ビニール、それからポリアミド樹脂、こういうものを原料とした合成繊維並びに醋酸纖維とする事業、それから発電業、金銀、砂金銀の採掘または採取の事業、石油の採掘、精油並びに石炭の採掘の事業、それから鉄鋼業、現在のところではこゝいつたものを重要産業として考へております。それからただいま申し上げましたものが、日本経済の健全な発達をはかるための緊急不可欠な重要産業でございますが、そのほかに今申し上げました重要産業を営んでおります外資法人の事業活動を援助することに、ひいては外資の適正な導入を促進することにしようとする事業を営んでおります。そのうちの五條の二にございしますが、この事業と申しますのは、提案の理由の中にもありましたが、現任のところ新聞業、銀行業それから弁護士業、公認会計士業、こゝいつたものを考へております。さらに最初に申し上げました重要産業を営んでおります外資法人の事業活動を容易にし、外資の適正な導入を促進することになるやうな自由業とございしますが、この範圍は先ほど申し上げましたが、二つの範圍のものと同様、大蔵大臣が外資委員会に諮つて定めることにしております。現在のところでは弁護士業、公認会計士業その他を考へております。今申し上げますやうに、重要産業並びにこの重要産業を営む法人の事業活動を援助する事業、自由業、これ

らの範圍を全部限定しております。で、三宅委員が御質問になつたやうなものにまで拡張する考へはございせん。

○三宅(副)委員 詳細な御説明があつたわけでございますが、私はこゝういふことをひとつ伺ひたいのでございませう。たとえばこれに對しての給與所得等は幾らでもよろしいのでありませうか。何百万円以上といふのでございませうか。三百五十万円を超すものは差引いて、三百五十万円以下のものに対しては、これは半分にいは減ずるといふことでございませうか。それから外資委員会にかけて決定するといふことでございませうが、この外資委員会にかけるといふやうな條文がこの中のどこに入つておりますか。その点二つ伺ひたいと思ひます。

○谷川説明員 御説明申し上げます。まず第一の給與の金額はどれくらいのものから、この優遇措置を講ずるかといふことでございませうが、これは別に幾らからといふことは言つておりません。ただ五割の控除を受けられます最高限度は、お話のように三百五十万円に限つております。

それから外資委員会に協議して定めるといふ條文でございませうが、これは關係のところに全部入つております。第五條の重要産業の範圍でございませうが、三項のところに「第一項に規定する事業の種類は、大蔵大臣が外資委員会に協議した上、これを定めて公表する」とございませう。それから外資法人の事業を助ける事業及び自由業の範圍は、第五條の二の二項のところに「前條第二項の規定は、」末項のところに

「前條第三項の規定は、第一項に規定する法人の事業及び前項に規定する自由職業の種類について、これを準用する。」とございます。関係のところをそろへて規定してございます。

○三幸(則)委員 私の考えるところによりまして、確かに法文にあるわけでございますが、三百五十万円という線は向うの最高基準ということに考えておられるのでございましょうか。あるいはこれを多少変更する御留意があるかどうかということが一つ。次にこの重要な産業はお説の通り外資委員会にかけて、大蔵大臣がきめると言われてお

りますが、自由業等につきましては、銀行業もしくは弁護士業、公認会計士

業等となつておるのであります。しかし向うがこちらに相当参りまして、銀行等を操作するということに相なるかかと思ひますが、これにつきましては、どう

のような想定がありまじうな。たに
ればないでけつこうでありますが、あ
るということであれば承りたい。さら
にこれに関連いたしまして、わが国の

産業を啓発するにあつて、たとえて言うゝ過半教の金額を、わが国の産業に導入せられることがあろうかと考へておるのでありますが、政府といへば、ましてはどういうお考えをお持ちでしょうか。伺いたいと思ふのであります。

○谷川説明員 第一点の三百五十万円を計算した基礎でございますが、これにつきましては主税局長が見えてから答弁させていただきたいと思ひます。

それから外国銀行で相当日本へ入つて来るものがあるとはいかないかという質問でございましたが、これにつきましてはただいま相当数の銀行の支店が日本に設けられております。たとへば

マリーカンタイル銀行とか、アメリカ銀行とか、中岡銀行といったような銀行が十行ばかり支店を日本に出しており、これにつきましては理財局の方から資料を取寄せまして、差上げることにいたします。

○竹村委員　政府次官にお伺いしたいのですが、大体これは昭和三十年までにと限つておるようであります。そうすると講和條約との關係をどうする。う、いうふうにされるか。たとえば講和條約が締結された後にもこういう趣旨で續けて行かれるのか、お伺いしたい。

○水田政府委員　ただいまの御質問でござりますが、結局講和会議の内容によりまして、今こういふ日本の国内は

は、そのまま引き続き有効になるかならぬかというようなことも、講和会議のよきの内容になるのじやないかと思ひますして、これが場合によつては続くこと

もあろうし、そうでなくまた改正して別の措置をとることもあろうかと思ひまして、その点にはつきり現在判明し

たしませんが、

○竹村委員　そういたしますと講和條約後におきましては、こういう法案を條約のいかんによつては廃止するかもしれぬ。あるいは存続するかも知れません。そういう御答弁でございませう。

うものは、日本政府が現在独自なおさ
えてお出しになったのか。あるいは
高司令官からの指示によつてなされ

のか。その点を明らかにしてもらいたい。

○水田政務委員 この点は日本政府として、外資導入の受入態勢のために要だという考えで出したものであり

す。むしろこの法案については関係筋と折衝し、同意を得てきめたものであります。建前といったしましてはあくまでわれらの必要によつてつくつた法律であることを、御了解願いたいと思ひます。

○竹村委員　そういたしますと日本政府が必要だと考えて提案されたのでありますので、お伺いいたしますが、こういう形で特別ないわゆる外国人に対する減免方針をとられますと、日本国内における日本産業はとうてい外資と対等な立場において企業を営めないというふうになると思ふのでござい

水田政府委員　もし二う、特別な
いますか、これに対して政府はどう考
えておられますか。

措置が長く続くようでしたら、ただいまの御質問のようないろ／＼な問題が出て来ようと思いますが、法案にもあります通り暫定措置でありまして、照

和二十七年から昭和三十年まで三年間の措置でございますので、今日日本経済で外資が必要だということはわかり

の通りであります。もう一つ、私たちが心配しておりますのは、今の対日援助というものがいつまで続くかということにおきまして、現在の対日援助を打ち切られたら、日本の産業復興ということには、非常な障害を及ぼすというこ

かし將來これが長く期待できないと
れば、どうしても外資の導入という
とに切りかえて解決しなければいけ

せんで、向う五箇年くらいの間には、
ういう切りかえをやつて、日本経済
復興を挫折させないような措置を今
ら講ずる必要がある。そういう意味
暫定措置としてこういう措置をとる

とほ絶対に必要でありまして、その終
落拜建に必要な期間こういう措置をと
ることの利益と、日本の国内産業を任
迫する弊害とを比べてみた場合に、そ
れくらいの犠牲はどうしてもやむを得
ないと考えているわけでありまして、

これを長くやつた場合には、後説のうな問題が出て来ると思いますが、当面それよりも外資を入れる必要がある。対日援助を打切られたあとの準備とかいう点から考えますと、そういう措置はやむを得ないと考えておりませう。

○竹村委員　ところでこれは日本の重

は論をまたない点である。この点についてはおの／＼意見がありまするが、

そういうことはお互いに意見として問題になりますけれども、しかし私は日本の産業を発展せしめるために外資導入をするというよりも、日本産業を

展さすということが根本であります。外資だけが日本において発展するとうことは、決して日本経済の復興になるものではなく、それはかえつて

資を優遇して、外資によるところの日本産業を育て、日本のいわゆる国におとところの産業をつぶすというとは、結局日本産業の復興じやなく、これは外国産業の復興であると私は考えるわけであります。従つて三年間

わたりましてこういう措置をとら
て、そのうちに先ほどの政府の
明によりますと、鉄鋼業とかいう重
産業と目立っておられますが、その

るいは既定の事実として講和條約の
にこのことが織り込まれるかもしれ

い三年にしてもそういう形でやられま
す、決して結局におきましては日本
のこの重要産業というものは太刀打ち
できなくなつて、自然とつぶれざるを
得ない。しかも特に中小工業以下は私
はつぶれざるを得ないと思つたのでござ

いいますが、これに對してもし仮定の問題だと言われればそれまででありきすけれども、もしこういう措置において中小工業以下が、外資と抵抗できずしてつぶれて行くような場合になります。したときに、政府は一体どうされるか。それよりもこれは既定の事実でつぶれると思うのでございますが、政府

はどういう対策を持つておられるか。
そういうことはないとして対策は持つ

ておられないかどうか。その点をお聞きしたい。

○水田政府委員　ただいまの御質問ですが、重要産業そのものについての特

別措置を講ずるといふのではございせん、その産業に勤めてゐる者の給与所得についての優遇でありまして、その点の御心配はないと思ひます。

それともう一つ御質問の中に、外務省がそれだけ来たならば日本の産業がつぶれるというような御心配がございまして、今われ／＼としては全然そういうことを考えておりません。最近アメリカから帰つて来た大蔵省の財務官の

を聞きましても、外資を導入して産業復興に役立てようということは容易仕事ではございませんで、まだ日本経済が安定していないとか、あるいは

世界の政治情勢の問題とか、外国に非常な不安がありまして、しかも外の配当は六分配当というような現実見ますと、よほど優遇措置を講じな

○川野委員長　次に米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する質疑は明日に譲ることにいたします。

て、質疑を続行いたします。竹村奈良
一君。

○竹村委員 この原則的な問題につき
ましては、まだ内藤委員に対して御答
弁がありませんので、その点は別とい
たしまして、本日はいただきました資
料によりますと、この見返り資金は、
対日援助物資を売りさばいて、その金
を積み立てたということになっておる
のであります。そういたしますと

國民は全部金を拂つておられたわけであ
ります。それを今度はこういう形でいろ
いろなところへ投資される。ところが
政府はこの根本的な問題についてはず
きりされておられない。これは返還す
ものであるか、あるいはもらつたもの
であるかわからぬということになつて
おるのであります。國民はその物資に
対しては全部支拂つておるが、それが
積み立てられたものが投資されて、
來講和條約成立後これを返さなければ
ならぬということになりました場合に
、政府は返還するのにどういう用意
を持つておられるか、お伺いしたいと

○大島政府委員　ただいまの御質問でございしますが、見返り資金といたしましては、援助物資の拂下げ代金等を差

金として、目下緊要なる経済の安定と再建のために使つておるわけでございします。現在日本が受けております援助資金が将来どうなるかという点につきましては、先般米大臣等から御答弁のあつた通りでございます。見返り資金は政府の資金でございます。従いまして、将来の援助資金の処理につきましては、これがいかようになるか、こういう事態におきまして、見返り資金をどうするかということが、その一環として十分措置されることと思つております。

○竹村委員 どうもわれ／＼としてはその点については納得ができません。これはもちろん講和條約を締結してから、返すものであるか返さないものであるかきめるのだ。しかし何と言つたところで、これは政府の金だから、政府がかつてに使つておくのだ。返す場合には政府がかつてに何とか考へて返す。こうおっしゃいますけれども、国民はすでにこの金を拂つておる。それからまたこれは返す場合には何兆という金になると思うのです。その場合に、何兆という金が返せないという事になつたときに、われ／＼が一番心配いたしますのは、これの投資されましたところの鉄道、あるいは電氣通信、あるいは林野です。返すという事になれば、政府はえらそうなことを言つたつて、国民からとらなければならぬが、なか／＼そう簡単にとれないとする、その場合にこれが抵当になるのじやないかという心配があるので、その点をはつきりしていただかねと、われ／＼といたしましては、実に不安で耐えられないわけでありまゝす。その点もし鉄道に投資した――ま

あ、これは假定のものだから、もらつたらけつこうだけれども、しかし返さなければならぬという場合に、一体政府は鉄道でも抵当に入れるのかという心配がある。その点ひとつはつきりしてもらいたい。

○大島政府委員 先般米の法律の御審議に関連いたしましたして、理財局長から御説明したところでございますが、見返り資金といたしましては、国有林野や鉄道、電氣通信等に対しまして、建設に必要な資金を繰入れる、あるいは交付をして行くわけでございます。従いまして、繰入れをした後におきましては、見返り資金と鉄道なり電氣通信事業なりとの繰は切れるわけでございます。従いまして、将来援助資金の処理について決定があるような場合におきまして、国有鉄道なり電氣通信事業が債務の担保になる、あるいはとられるというような関係は、当初から起り得ないわけでございます。

○竹村委員 実はこれをやつておりましても納得できませんので、はなはだ済みませんが大蔵大臣を呼んで来てもらつて、根本的な点について御答弁を願いたいと思ひます。それでなければ水かけ論になつてだめです。

○川野委員 先般米内務委員の御意見もありますので、適當のときに政府委員からこの点については答弁させることにいたします。それでは本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会